

「ICT活用工事（法面工）」試行運用の開始について ～お知らせ～

令和3年4月
山口県

ICT活用工事については、平成29年7月から試行運用を開始し、対象工種の拡大や、ICT施工技術の部分活用を可能とするなど、普及推進に取り組んでいるところです。

この度、一層の普及を図るため、対象工種に「法面工」を追加しましたのでお知らせします。

1 対象工事

ICT活用工事(法面工)の対象は、「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」として発注された工事のうち、植生工、吹付工、吹付法砕工のいずれかを含む工事とする。

2 適用基準日

令和3年5月6日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付き一般競争入札(事前審査方式)で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和3年5月6日以降に入札参加者資格審査結果を通知するものに適用。

3 試行要領等

1) 山口県技術管理課ホームページ内「ICT活用工事について」に掲載。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/ict/ict.html>

2) 既にICT活用工事の運用を開始している工種(土工、舗装工、河川浚渫)については、ICT活用工事試行要領(令和2年10月)を適用します。